松山市保健所長様

愛媛県保健福祉部長 (公印省略)

医療法施行条例の一部改正について

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部の規定が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、医療法施行条例の一部を改正する条例(令和6年3月26日愛媛県条例第10号)が本日公布され、医療法施行条例(平成24年愛媛県条例第48号。以下「条例」という。)の一部が改正されましたのでお知らせします。

改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりですので、御承知いた だくとともに、関係機関への周知方よろしくお願いします。

なお、県公営企業管理局、一般社団法人愛媛県医師会及び一般社団 法人愛媛県歯科医師会には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正の趣旨

医療法施行規則の一部が改正され、県が条例を定めるに当たって 従うべき「病院の従業者及びその員数」に変更があったことから、規 定の整備を行った。

2 改正の内容

病院の人員の基準を定めた条例第5条について、同条第1項第4 号中、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

3 施行期日 令和6年4月1日

| 担 当]

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局 医療対策課 医療機関係 木下

TEL: 089-912-2384 FAX: 089-921-8004

E-mail:kinoshita-jiyun@pref.ehime.lg.jp